

○北海道立宗谷ふれあい公園管理規則（平成10年6月30日規則第98号）

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立宗谷ふれあい公園（以下「宗谷ふれあい公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕

（オートキャンプ場の利用の時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の5の事項の規則で定める時間は、次のとおりとする。

区分		利用の時間
キャンピングカーサイト		午後1時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）
プライベートサイト		午後1時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）
フリーテントサイト	デイキャンプ	午前10時から午後4時まで
	宿泊キャンプ	午後1時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）
ロッジ		午後3時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後3時から最終日の午前11時まで）
キャンパーズハウス		午前8時から午後9時まで
洗濯機		午前8時から午後9時まで
乾燥機		

一部改正〔平成16年規則64号・17年46号・127号・25年3号〕

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第3条 条例別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・25年3号〕

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

（1） 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

（2） 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年97号〕

（利用料金の減免の基準）

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 次に掲げる者については利用料金（条例別表第5の1の事項、3の事項及び4の事項に係るものに限る。次号において同じ。）を、65歳以上の者については利用料金（同表の1の事項に係るものに限る。）を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの

長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則46号・127号・18年137号・19年19号〕

(遵守事項)

第7条 宗谷ふれあい公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものである者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 宗谷ふれあい公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものであるものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(3) 宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場を利用する場合にあつては、指定の場所以外の場所でキャンプをしないこと。

一部改正〔平成16年規則64号・17年127号〕

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。

条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

追加〔平成17年規則127号〕

(知事による管理)

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が宗谷ふれあい公園の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年規則127号〕

附 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成16年3月31日規則第64号）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に納められた北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の使用料に係る還付については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成17年 3月31日規則第46号）

- 1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第127号）

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年 6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。（後略）

附 則（平成18年 9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成25年 2月 1日規則第 3号）

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

別記様式

（第 4 条関係）

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕